

告 示

埼玉県告示第三百七十四号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表都市整備部の項第百五号金額の欄イ及び同項第百七号金額の欄イの都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。）第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として知事が別に定めるものを、次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第百五号金額の欄イ及び同項第百七号金額の欄イの法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として知事が別に定めるものは、次に掲げるいずれかの書類とする。

- 一 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の登録住宅性能評価機関が作成した法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類
- 二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十五条第一項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類
- 三 住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項の設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）別表1の断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等級5に適合していることを示すものに限る。）の写し